

平成21年経済産業省告示第3号（弁理士法施行規則第6条第3号及び第7号の経済産業大臣が認める者を定めた件）の一部を改正する告示について

令和2年1月8日
特許庁弁理士室

1. 現行制度の概要

弁理士試験では、公的資格試験で同じ分野の科目の試験を受験し、合格した者等については、申請により、その後の弁理士試験における論文式筆記試験（選択科目）が免除される（弁理士法第11条第6号及び弁理士法施行規則第6条）。

公的資格試験合格者のうち、技術士については、弁理士法施行規則第6条第3号において、「技術士であって、第三条の表の上欄の第一号から第五号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者」は、「第三条の表の上欄の第一号から第五号までに掲げるいずれかの科目」の該当する科目について免除を定めている。

また、同規定における「弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者」については、別途「弁理士法施行規則第6条第3号及び第7号¹の経済産業大臣が認める者を定める告示」（平成21年1月7日経済産業省告示第3号）において定めている。

2. 改正概要

「技術士施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）」（平成31年4月1日施行）により、技術士第二次試験（口頭試験及び筆記試験）の選択科目について、元々20部門96科目のところ、20部門69科目に大きくくり化する改正が行われた。

今般の技術士第二次試験の選択科目の見直しでは、各選択科目において試験範囲の統合等が行われた。この改訂では、変化する社会的要請に合わせた複合的なエンジニアリング問題を解決する能力を測ることを目的として選択科目を大きくくり化したもので、技術士として求められる技術水準に変更がなされたものではない。

そのため、本告示においては、改正前の技術士試験合格者に加えて、改正前に対応する改正後の技術士試験合格者についても、弁理士試験における論文式筆記試験（選択科目）の免除対象者に追加する改正を行う。

3. 公布日及び施行期日

令和2年1月8日

¹ 現在は第9号